

令和5年度第1回三重県看護職員確保対策検討会 議事概要

日 時：令和5年8月3日(木) 19時00分～21時10分

場 所：Zoom ミーティングおよび県庁講堂棟 131 会議室

出席者：堀委員(会長)、片田委員(副会長)、小西委員、
竹平委員、谷委員、辻井委員、中谷委員、
西委員、西村委員、廣野委員、松本委員、
柳川委員、山下委員

1 協議事項

令和6年度以降の看護職員確保対策の方向性および第8次三重県医療計画の看護職員の確保に関する記述内容の検討に向けて

- (1) 第8次医療計画の策定概要等・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
- (2) 三重県の看護職員の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2
- (3) 令和3年度から令和5年度までの看護職員確保対策の取組および評価・資料3
- (4) 今後の看護職員確保対策の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料4

【意見】

- 三重県内看護職員従事者数は増加傾向にあるが、夜勤要員数や育児短時間勤務制度の利用者数についても分析していただきたい。
- 報道機関を活用して、高校生のみならず、小学生や中学生、保護者などに対しても看護の魅力を発信することで、看護への関心がより高まるのではないかと。
- 各看護師等学校養成所の特色を積極的に発信し、他県からも学生を呼び込む必要がある。学生の選択肢を広げるとともに、看護師等学校養成所への志願者を増やすため、看護師等学校養成所同士が連携して取組を進めていくのはどうか。
- 夏休みなど長期休暇期間中に、学生を対象にアルバイトというかたちで、看護の現場を見学・経験してもらってはどうか。
- 引き続きプライマリ・ケアエキスパートナースを養成していただきたい。
- 看護職員修学資金貸与制度の条件を緩和することで、利用者数を増やしてはどうか。また、中高生に対して同制度を周知してはどうか。
- 新型コロナの影響なのか、大規模の急性期病院から介護分野に転職する看護職員が、増加傾向にある印象を受ける。今後は急性期の人材確保対策も必要となるだろう。
- 潜在看護職員の実態を把握することは難しい状況にある。県内看護師等学校養成所の同窓会組織を活用するほか、今後の卒業生については学校側で必ず連絡先を把握しておくといった仕組みづくりが必要なのではないかと。

(5) 特定行為研修に係る現状・課題と今後の方向性・・・・・・・・・・資料6

【意見】

- コロナ禍の影響で、赤字経営となり、また人員不足の中で、特定行為にまで踏み込めない病院が多いのではないか。
- 研修費用や受講期間の面で、訪問看護職員が特定行為研修を受講することはハードルが高い。
- 特定行為研修を修了することにより、スキルアップややりがいにつながるのではないか。
- 県においては、医療の課題を明らかにするとともに、特定行為の推進による効果についてデータをふまえて検証する必要がある。

2 その他

【意見】

- 訪問看護ステーション数は増加傾向にあり、訪問看護未経験の看護管理者が増えている。新たな訪問看護ステーションに対する支援に力を入れる必要がある。例えば、教育ステーションを立ち上げ、研修等を充実させてはどうか。
- 分娩件数が減り、産科以外のNICU等に配属となり、助産師としての専門性を発揮できない人もいる。資格を活かせるよう、勤務場所を確保することが大切。

以上